

「周辺住民」の対象範囲について

候補地の比較評価項目・基準・配点等で用いる「周辺住民」の範囲を次のとおり考察する。

条件等

- (1) 千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱によると、「事業者等は知事が指示した関係地域（計画区域からおおむね200m以内の地域及び搬入道路の沿道）に居住する住民に対し、自らの責任において説明会を開催し、事業計画の説明を行うことが必要」としている。
- (2) 上記規定を尊重し、搬入道路（アクセス道路）の用地を候補地を含めて「周辺住民」の範囲を検討する。
- (3) 今後の地域活性化への寄与に関する事業展開を勘案すると、範囲を区切った世帯単位（町内会を分断してしまい、同一町内会に属している住民間で評価対象内外を招く）よりも町内会単位を妥当とする。
- (4) 最終的な住民合意形成の必要範囲は、最終答申の後に建設候補地を決定してから、状況に応じて組合で検討する。

例示	該当町内会数	評価基準との整合	考察	判定
①候補地が属する町内会に居住する住民	最少	△	候補地が町内会端部に位置し、隣接町内会の住宅群が近接する場合は、 <u>評価対象範囲が不適切との指摘</u> を受ける可能性がある。	○
②候補地から半径300mの範囲内の町内会に居住する住民	少	○	<u>評価対象範囲に過不足がない</u> と考えられ、また、評価基準との整合も図られる。ただし、候補地の位置によっては該当町内会数が多くなる場合がある。	◎
③候補地が属する町内会及び当該町内会に隣接する町内会に居住する住民	多	×	該当町内会数が多いことから、限られた期間内に <u>適切に評価することが難しい</u> と考えられる。	×
④候補地から半径2.5km以内（環境委員会範囲）の町内会に居住する住民	最多	××	該当町内会数極めて多いことから、限られた期間内に <u>適切に評価することが困難</u> と考えられる。	×

※②～④のケースは、隣接自治体（関係市町外）の町内会に居住する住民が、評価対象範囲に該当する場合がある。

※評価基準との整合：候補地の比較評価項目・基準・配点のNo.5（一例：300m以内に住宅がない）